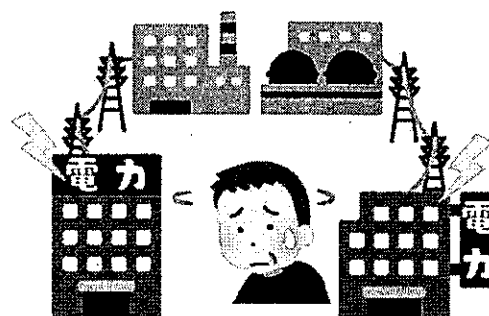


**事業主を狙った電力の勧誘が増えています。
事業者間契約にはクーリング・オフはありません注意しましょう！**

事 例

自営業者だ、自宅に「電気代が安くなる」といって男性が訪問し契約を交わした。口座振替書に記入したが書面に不備があり引落としされなかった。コンビニ振込用紙が届いていたが気付かず支払い出来てない。元の契約に戻したくて事業者連絡しているが「契約番号を教えて」と言われ、分からず困っている。(80歳代)



アドバイス

- 「電気代が安くなる」と勧誘してきますが、しっかりとした根拠を確認しましょう。
- 「近所の人にも契約した」等と言われてもすぐに契約せずに、説明が事実かどうか近所の人に確認するなど慎重に判断しましょう。
- 契約当事者が事業主の場合は、商行為とみなされクーリング・オフ（無条件解約）が適用されません。途中で契約解除すると違約金が発生します、契約する前に契約期間や違約金などの内容を理解してから判断しましょう。
- 困ったり悩んだときは、消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄地区広域消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

